

## 吸収分割に係る事後備置書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに  
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021 年 8 月 1 日

三井松島ホールディングス株式会社

三井松島リソース株式会社

2021年8月1日

## 吸収分割に係る事後開示事項

福岡県福岡市中央区大手門一丁目1番12号  
三井松島ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 吉岡 泰士



長崎県長崎市池島町776番地1  
三井松島リソース株式会社  
代表取締役社長 和田 吉高



三井松島ホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます）及び三井松島リソース株式会社（以下「承継会社」といいます）は、2021年6月4日付け吸収分割契約書（以下「本契約」といいます）に基づき、2021年8月1日を効力発生日として、分割会社が長崎地区資産管理事業を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます）を行いました。

会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割となり、承継会社においては会社法第796条第1項に定める略式分割となります。

### 記

#### 1. 吸収分割が効力を生じた日

2021年8月1日

#### 2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

##### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

##### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続きを行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社において、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、会社法第 787 条の規定による手続を行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 6 月 24 日付けの官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いましたが、同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条第 1 項に定める略式分割に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続きを行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 6 月 24 日付けの官報及び日刊工業新聞により、債権者に対して公告を行いましたが、同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件分割の効力発生日である 2021 年 8 月 1 日をもって、分割会社から長

崎地区資産管理事業を承継しました。本件分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額（概算値）は2,442百万円、負債の額（概算値）は94百万円です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2021年8月2日(予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

